

平成29年11月28日

宮城県内一般貸切旅客自動車運送事業者各位

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局

#### 貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について

「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年11月17日国土交通省告示第1346号。以下「性能要件告示」という。）及び「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」（平成28年11月17日国土交通省告示第1347号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、性能要件告示に定められた要件を満たすドライブレコーダーの装着、その映像の記録・保存及び記録を活用した指導・監督が、平成29年12月から下記のとおり順次義務付けられることとなっておりますので、各事業者におかれましては、該当する車両への装着や指導・監督等の実施等について徹底願います。

また、各事業者がドライブレコーダーを有効に活用するための「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」が、平成29年3月に「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において策定されておりますので、本マニュアルについて改めて活用して頂くよう願います。

各事業者におかれましては、運転者へ的確に指導・監督を行っていただくようお願いいたします。

## 記

### 1. ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の導入

平成29年12月1日より、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関して、この記録を利用した指導・監督（\*1）を義務付け（合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上とする。）。

\*1 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第1章2（2）②、③、3（3）に定める一般的な指導監督の内容及び第2章2（1）②、⑥、（2）⑥、（3）、3（3）に定める特別な指導の内容

### 2. ドライブレコーダーの装着及び記録義務

①平成29年12月1日以降に新規登録を受けた新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務付け。

②平成31年12月1日より、使用過程車（平成29年11月30日以前に登録を受けた車両。以下同じ。）についても①の内容を義務付け。

③平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって性能要件告示で定める一定の要件を満たすもの（\*2）は、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい（満たさないものの使用が認められるのは平成31年11月30日まで。）。

※よって、平成29年12月1日以降に、性能要件告示で定めるいずれかの要件を満たしていないドライブレコーダーを使用過程車に装着する場合、これの使用が認められるのは平成31年11月30日までとなる。

\*2 性能要件告示第2条第1項の情報を記録するもので、同告示第3条第1項第1号、第2号及び第4号、第4条第2号、第5条、第6条並びに第8条第2項以外の規定を満たすもの。

# ドライブレコーダーの映像を活用した 指導・監督マニュアル

平成29年3月

自動車運送事業に係る交通事故対策検討会

ドライブレコーダーは、バスの周囲や運転者の映像、バスの速度などを記録し、後で確認ができる機器です。

このようにバスの運転を「見える化」できるドライブレコーダーは、以下の2つの観点から、「運転者を守る」ことに役立ちます。

- ①映像を活用して、運転者に問題点を明確に理解させ、適切な再発防止対策を講じる等により、**運転者を事故から守る**。
- ②事故が起こった際に、記録された映像を活用することで、適切な運転を行っていた**運転者を事故の責任問題から守る**。

国土交通省は、①の「運転者を事故から守る」観点から、**貸切バス全車にドライブレコーダーの装着を義務づけ<sup>(※)</sup>**ることとしました。

その上で、バス事業者がドライブレコーダーを有効に活用できるよう、学識経験者等の有識者、バス事業者、ドライブレコーダーメーカー等からの意見を聴取しつつ、平成28年度「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において本マニュアルを作成したところです。

本マニュアルは、2部構成になっており、第一部、第二部には、  
第一部：ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督に係る義務付け内容  
第二部：安全確保のための更なる取組みに関する内容をそれぞれ記載しています。

本マニュアルがバス事業者の皆様の事故削減の取組みの一助となれば幸いです。

また、既存の「映像記録型ドライブレコーダ活用手順書<sup>(※※)</sup>」を合わせてご活用いただけますと、更に効果的です。

(※)「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」においてドライブレコーダーの装着を義務付け。

<http://www.mlit.go.jp/common/001181710.pdf>

(※※)「映像記録型ドライブレコーダ活用手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/000051538.pdf>

## 第一部 義務付け内容への対応

1. ドライブレコーダー導入による事故削減効果	2
2. ドライブレコーダーの指導・監督実施フロー	3
3. 指導に使う映像を保存する際のポイント	4
4. 映像の分析方法	5
5. 映像分析の基本	6
6. 典型的な事故①～③	8
7. 個別指導のポイント①～③	11
8. フォローアップのポイント	16
9. 集団教育のポイント	17
10. 初任運転者等への教育のポイント	18

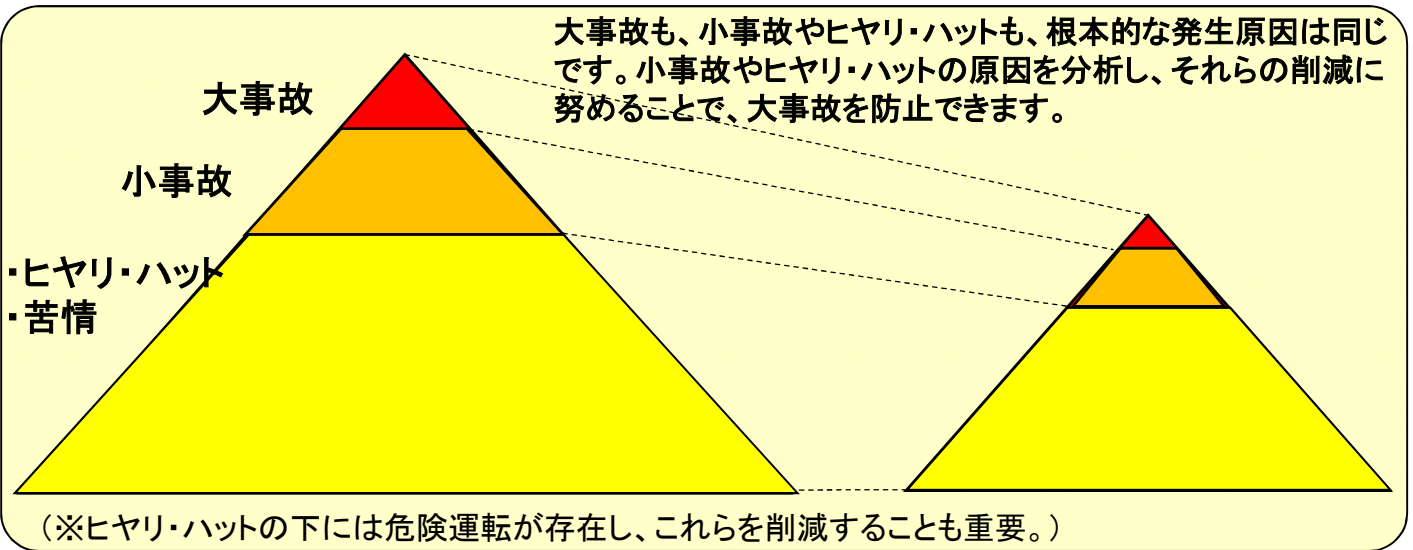
## 第二部 更なる安全性向上に関する取組み

1. 追加カメラ	20
2. 危険な運転の確認	21
3. イベント記録の活用(トリガ値の設定方法)	22
4. イベント記録の活用(フロー)	23
5. イベント記録を活用する際の留意点	24
6. 危険な運転を行いやすい運転者の抽出	25
7. 更なる安全性の向上に向けた取組み	26

# 第一部

## （義務付け内容への対応）

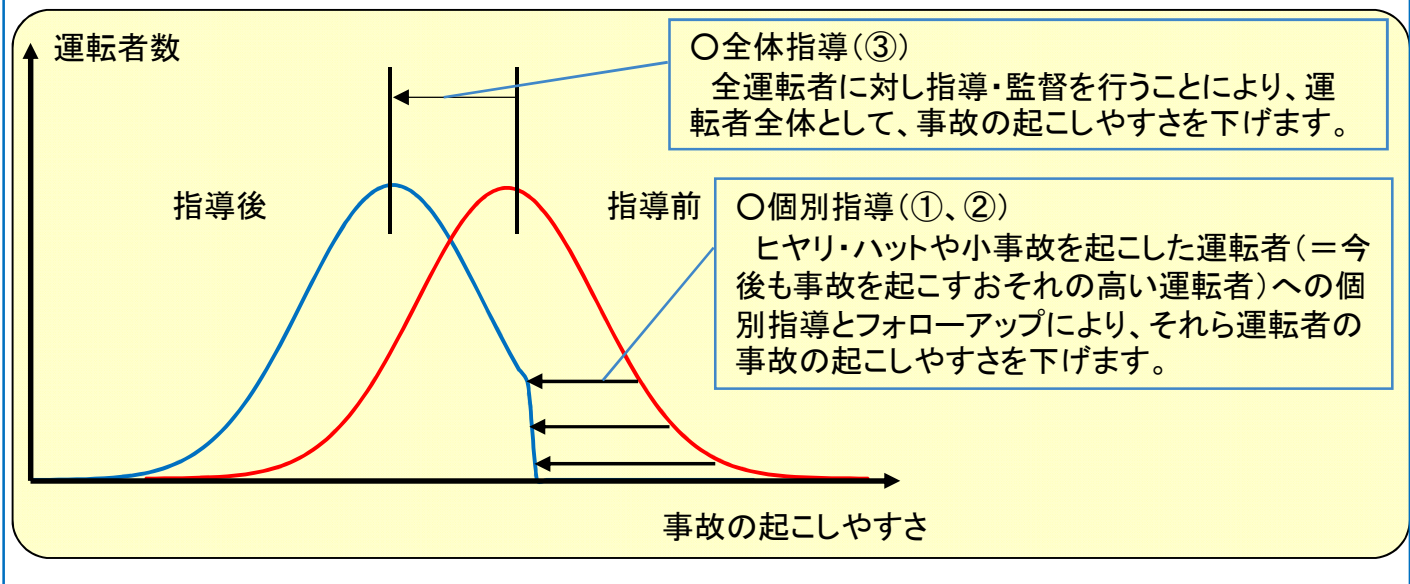
## ■大事故とヒヤリ・ハットの関係



## ドライブレコーダーの活用で実現できる主な内容

- ①自身の運転映像を見せることにより、運転者に自身の問題点を明確に理解させられるので、問題点を適切に是正させることができます。
- ②指導・監督の内容を運転者が実践しているかを事後チェックできます。
- ③ヒヤリ・ハットや好事例を社内で共有することにより、運転者全体のレベルアップを期待できます。

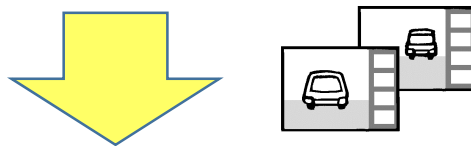
## ■ドライブレコーダーを活用した場合の事故削減効果のイメージ



ドライブレコーダーを活用した効果的な指導・監督とフォローアップにより、運転者の技量を維持・向上させ、事故を削減することができます。

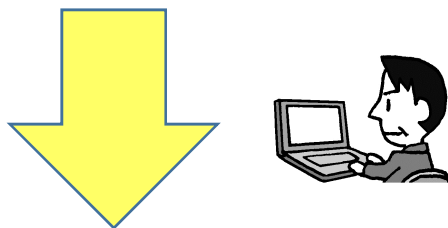
### ①映像の確認・収集

- ◆ 少なくとも「事故」、「ヒヤリ・ハット」、「運転に関する苦情」があった場合には、映像を確認し、該当部分を切り出して保存することは義務になります。(P.4)
- ◆ ドライブレコーダーが一定以上の加速度を検知した際の映像を確認するなど、更なる安全性向上に向けた取組みも検討しましょう。(※第2部に記載。)



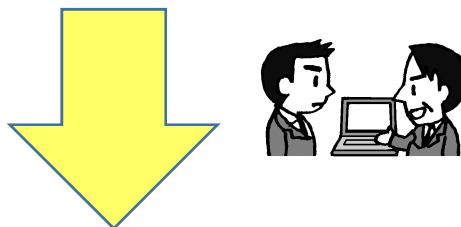
### ②映像の分析

- ◆ 切り出した映像から、**運転の問題点等を分析**しましょう。(P.6、7)



### ③個別運転者に指導

- ◆ 運転者に対して**指導を行い、問題点を是正**させましょう。(P.11～15)



### ④フォローアップ

- ◆ 指導後の運転映像を確認し、きちんと**指導が反映されているかを確認**しましょう。(P.16)

### ⑤映像を共有し集団に指導

- ◆ ヒヤリ・ハットの映像などを**講習で活用**し、運転技術向上に役立てましょう。(P.17)



#### 確認しなければならない映像

<旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針  
第1章2(2)②、③、第2章2(1)② 関係>

- ◆ 事故や苦情があった場合には、ドライブレコーダーの映像で状況や問題点を確認してから、再発防止策を講じましょう。
- ◆ 運転者からヒヤリ・ハットの申告を積極的に促し、関係する映像を確認して、対応策を考えましょう。



「事故」、「苦情」、「ヒヤリ・ハット」については、必ず映像を確認しましょう。

#### 指導に必要な映像を絞り込むための留意点

##### 【共通】



- ◆ 「時刻」、「場所」、「内容」を運転者や苦情の申出者などからきちんと聴き取りましょう。

##### 【苦情】

- ◆ 申出者からの十分な情報がないと映像の特定が特に難しいため、十分な情報がない場合には、電話などで問い合わせましょう。

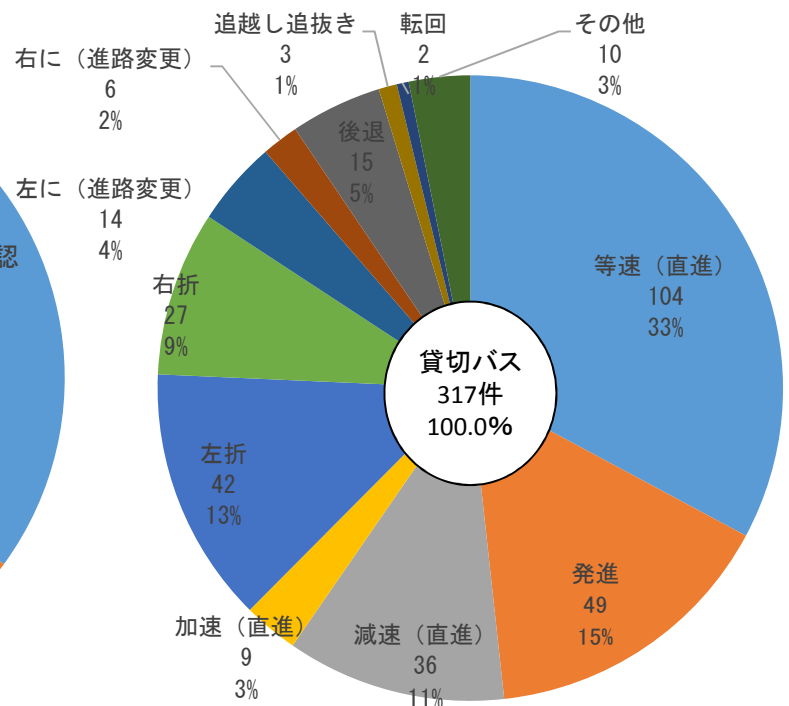
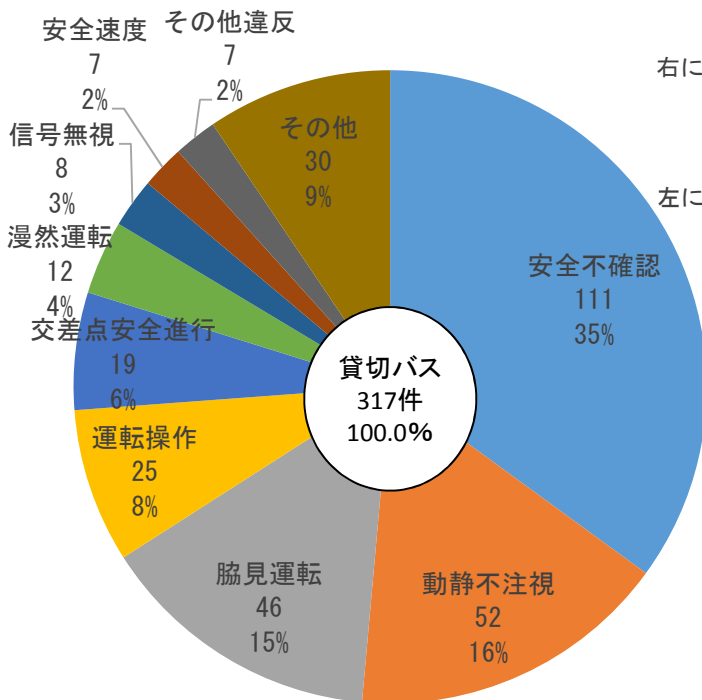
##### 【ヒヤリ・ハット】

- ◆ 運転者に原因がある場合のヒヤリ・ハットの情報は集まりづらい傾向にあります。運転者が自己申告しやすい方法を考えましょう。

#### (ヒヤリ・ハットの自己申告を促す方策の例)

- ① 報告をすることを運転者が否定的にとらえない工夫をしてみましょう。
  - ヒヤリ・ハットの自己申告は、「正しく危険認知が出来ている証」であることを点呼等の際に伝えてみましょう。
  - 「安全参考情報」など前向きな表現を使ってみましょう。
- ② 報告を奨励する文化を作るよう心がけましょう。
  - 「一人ひとつ」といったキャンペーンを行ってみましょう。
  - 苦情でヒヤリ・ハットが見つかって、あらかじめ自己申告がなされていれば強く注意しないなども考えましょう。
- ③ 報告を口頭でもよいこととし、手間を削減しましょう。

- ◆ 事故等の映像を見る際には、**周囲の交通の状況、自社のバスの速度、運転者の挙動などをよく確認**しましょう。
- ◆ 貸切バスでは、等速での直進時や発進時の事故が5割を占めており、運転者の安全に関する確認不足も多く見られます。
- ◆ そういった情報を頭に置きつつ、問題点はどこにあったのか、映像を分析していきましょう。



貸切バスの事故の法令違反別の事故件数の割合 (平成27年)

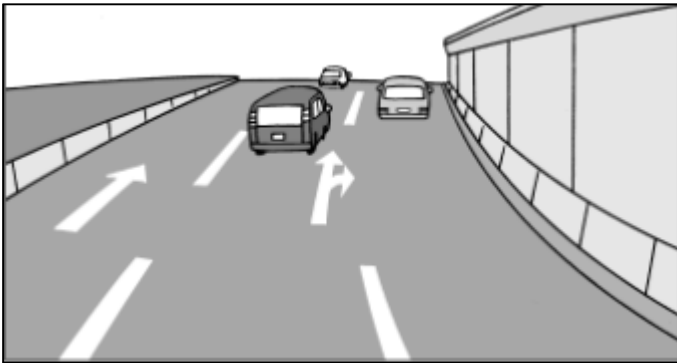
貸切バスの行動類型別事故件数の割合 (平成27年)

出典: (公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

- ① まず、事故等の3分前から事故等が起こるまでを見て、**どんな事故等だったのかを把握し、原因・問題点を推測**しましょう。(※)
- ② コマ送りや一時停止も活用しながら、映像を何度も見返して**問題点を分析**しましょう。
- ③ 事故には、**複数の原因があることが多い**です。運転者の問題点だけでなく、例えば、相手車両の挙動など**その他の問題点についても把握**しておきましょう。(次頁参照)

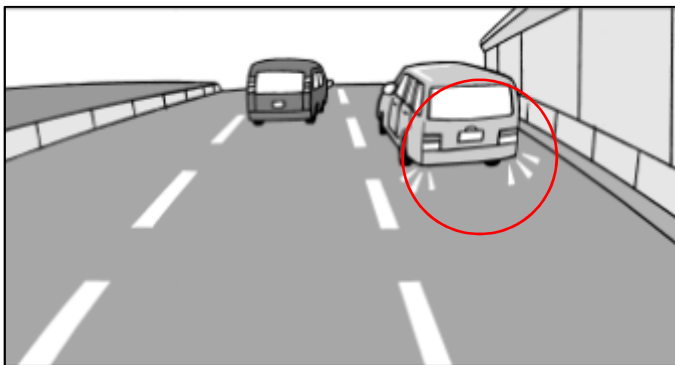
(※)早い段階で事故の予兆をとらえ、あらかじめ危険を回避する行動をとれなかったかを確認するためにも、必要に応じて3分前よりもっと前からの映像を確認しましょう。

### 【事故の数分前の映像】



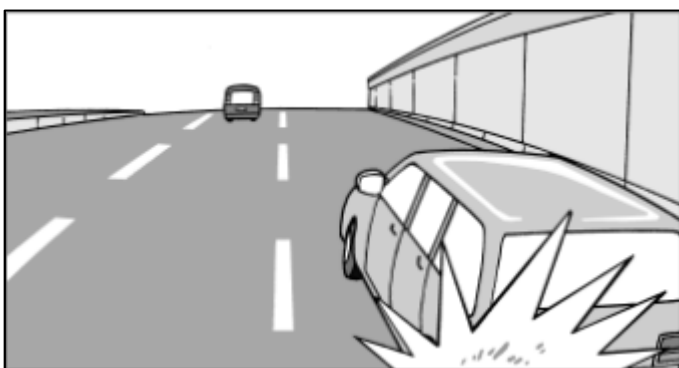
- ①事故の3分前から事故が起こった後の映像まで一度見ましょう。  
(2回目以降は、特に関係が深いところから確認しましょう。)

### 【事故の少し前の映像】



- ②問題箇所に近づいたら、コマ送りや一時停止で詳しく確認しましょう。  
(原因を把握できるまで、何度も見ましょう。)

### 【事故の映像】



- ③事故の原因をしっかりと分析し、自車だけではなく、相手車両の事故直前までの動きを確認して分析しましょう。

- ◆ 問題点の分析では、①運転者、②相手、③車両、④走行環境、⑤運行管理の5つの視点で考えることを心がけましょう。

### 5つの視点ごとの問題点の例



視点	問題点の例
運転者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の確認が不足している。</li> <li>・車間距離を十分とっていない。</li> <li>・一時停止すべきところでしていない。</li> <li>・「だろー」運転になっている。</li> </ul>
相手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車がバスに気付いていない。</li> <li>・歩行者が道路交通を確認せず、道路を横断。(※※)</li> <li>・相手車両が急ブレーキを作動させた。</li> </ul>
車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報音が適切に作動していないなど不具合がある。</li> <li>・運転支援装置が装着されていない。(※)</li> <li>・死角があり、必要な確認を行いつらい。(※)</li> </ul>
走行環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪・豪雨等で滑りやすくなっている。</li> <li>・交差点の見通しが悪い。</li> <li>・坂道で急カーブが多く運転が難しい。</li> <li>・前方の車両の挙動が不安定である。(※※)</li> </ul>
運行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担の大きい労働日程になっている。(※)</li> <li>・運行に遅れが出ており、焦りやすい環境である。(※)</li> </ul>

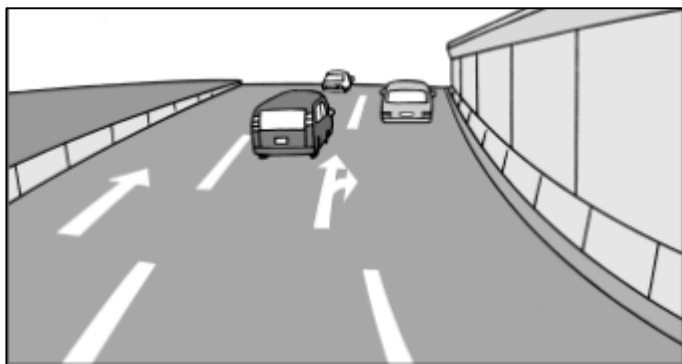
(※)これらは、ドライブレコーダーでは確認できませんが、このようなドライブレコーダーでは見えない点も含めて、問題点がないか考えることが重要になります。

(※※)「自分や会社で変えることができないこと」が問題点の場合は、その状況を前提として、どのような運転が適切かを考えるようにしましょう。

- ① 平成27年の貸切バスの事故317件中、**追突事故**が最も多く102件(32%)発生しています。
- ② 追突事故は、直線の**減速時だけでなく、単に直線の等速時**でも多く発生していますので、普段の運転において気が緩み易い直線においても、しっかり周りの交通状況を把握しておきましょう。
- ③ 高速道路の合流地点での死角からの事故や相手車両の不自然な動きなどによる事故など、相手車両の**複数の原因があることが多い**です。運転者の問題点だけでなく、例えば、相手車両の挙動など**その他の問題点についても把握**しておきましょう。

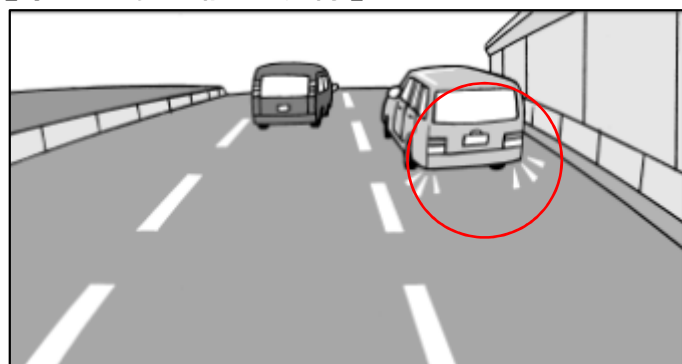
### ○追突事故の事例

#### 【事故の数分前の映像】



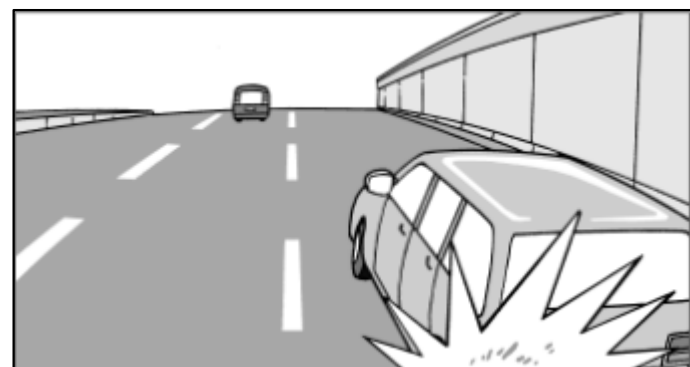
- ①前方の車両との車間距離が適切か、前方で渋滞が発生していないか、他車に車線変更を頻繁しているような異常な動きがないか確認しましょう。

#### 【事故の少し前の映像】



- ②前方の車両との車間距離が適切か、自車、他車に異常な動きがないか、高速道路の合流地点が近ければ死角から他車が接近していないか確認しましょう。

#### 【事故の映像】



- ③脇見運転や漫然運転が原因となることが多いので、そういった点に気を付けて詳しく分析しましょう。(運転者の問題点だけでなく、事故の全体像をきちんと把握しましょう。)

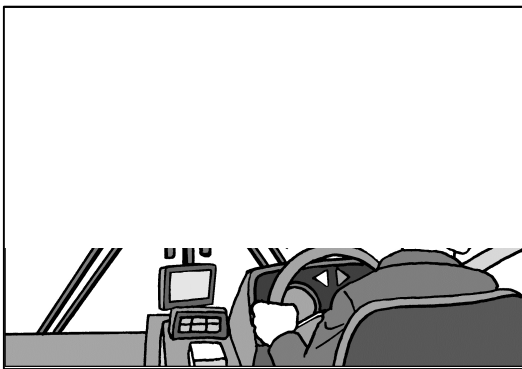


## 6. 典型的な事故②(巻き込み事故)

- ◆ 貸切バスの**死亡事故**では、歩行者や自転車との交差点での事故(**左折や右折の時の巻き込みや衝突事故**)が多く発生しております。
- ◆ 貸切バスは構造上、死角が多く、また、ホイールベースも長いことから、右左折時に歩行者や自転車の巻き込み事故又は衝突事故を多く起こしています。

### ○巻き込み事故(左折)の事例

#### 【事故の数分前の映像】



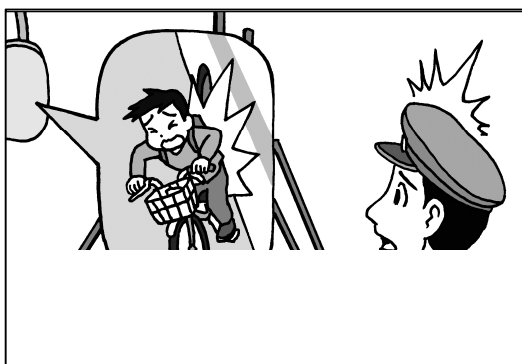
- ①交差点手前では減速し、左後方、左前方などの周囲の安全を運転者がきちんと確認しているか確認しましょう。

#### 【事故の少し前の映像】



- ②交差点進入時に徐行し、前進時には後方の死角などを確認しており、前方を向いて交差点に進入していないか確認しましょう。

#### 【事故の映像】



- ③運転者が死角の歩行者等に気付いていたか、左折時に対向車に気を取られ歩行者等を確認できていたかなどをしっかりと分析し、自転車だけではなく、歩行者、自転車の事故直前までの動きを確認して分析しましょう。





































